

**大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則(案)の概要**

制度概要

地域で公益的な活動を行う特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う制度

本制度の目的は

- ①地域における民間公益活動の活性化により、地域課題の解決促進を図ること
- ②寄附文化の機運の醸成を図り、各法人の財政基盤の強化を図ること

規則の趣旨

「大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例」(平成27年大阪府条例第4号。以下、「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものです。

- ①条例では規定していない詳細な事項について規定
- ②提出書類の様式を規定

規則の概要

項目	条例(平成27年3月23日公布、平成27年6月1日施行)の規定	規 則
条例指定の申出について	<p>【第3条第1項及び第2項】</p> <p><申出書の記載事項></p> <p>①法人名称・所在地、②代表者の氏名・住所等</p> <p>③府内の事務所所在地、④設立年月日、⑤事業概要</p> <p><申出書の添付書類></p> <p>①定款、②登記事項証明書、</p> <p>③指定基準に適合すること、 欠格事由に該当しないことを確認できるもの</p> <p>④寄附金を充当予定の事業内容、⑤寄附者名簿、⑥事業報告書</p>	<p><申出書の記載事項></p> <p>左記①～⑤に加えて</p> <p>・府内に事務所を設けた年月日</p> <p><申出書の添付書類></p> <p>左記①～⑥に加えて</p> <p>・府内に事務所を有することを証する書類</p> <p>・役員名簿</p>
寄附金要件について	<p>【第4条第1項第3号イ及びロ】</p> <p>下記のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の占める割合が規則で定める数以上であること</p> <p>(2) 規則で定める寄附金額以上の寄附者が規則で定める数以上であること</p>	<p>(1) 寄附金等収入金額の占める割合 5分の1</p> <p>(2) 寄附金額 3,000円 寄附者数 50人</p>
経理について	<p>【第4条第1項第6号ハ及びニ】</p> <p>(1) 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則に定める取引の記録並びに帳簿及び書類の保存が行われていること</p> <p>(2) 不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと</p>	<p>(1) 取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から59条までの規定に準じて行うもの</p> <p>(2) 不適正な経理とは、支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるもの等</p>
条例指定の更新について	<p>【第8条】</p> <p>指定期間は指定日から5年</p> <p>規則で定める更新申出期間内に更新の申出が必要</p>	更新申出期間は、指定期間の満了日の9月前から6月前
事務所に備え置くべき書類について	<p>【第11条第1項及び第2項】</p> <p>① 条例指定申出の添付書類(定款、登記事項証明書、指定基準に適合すること及び欠格事由に該当しないことを確認できるもの、寄附金を充当予定の事業内容、事業報告書等)、</p> <p>② 前事業年度の寄附者名簿、役員報酬・給与支給規程、収益の明細 等</p>	<p>左記①～②に加えて</p> <p>・収益や借入金等の明細</p> <p>・支出した寄附金の額、相手先、支出年月日</p> <p>・海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(200万円以下のものに限る)の金額・使途・実施日</p> <p>・指定基準に適合していること及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 等</p>
条例指定NPO法人が大阪府に毎事業年度、提出する書類について	<p>【第12条第1項】</p> <p>① 前事業年度の役員報酬・給与支給規程</p> <p>② 前事業年度の収益の明細 等</p>	<p>左記①～②に加えて</p> <p>・事業報告書、</p> <p>・指定基準に適合すること及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 等</p>

施行日

平成27年6月1日

大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例

平成27年3月23日公布、平成27年6月1日施行